地方隊５［地方総監、地方総監部、直轄部隊］
〈横須賀、舞鶴、大湊、佐世保、呉〉
教育航空集団［教育航空集団司令官、教育航空集団司令部、直轄部隊］
練習艦隊［練習艦隊司令官、練習艦隊司令部、直轄部隊］
防衛大臣直轄部隊
学校
補給処
補給本部
航空自衛隊
航空総隊［航空総隊司令官、航空総隊司令部、直轄部隊］
航空方面隊３［航空方面隊司令官、航空方面隊司令部、直轄部隊］
〈北部、中部、西部〉
航空団６［航空団司令、航空団司令部、直轄部隊］
〈第二、第三、第五～第八〉
航空混成団［航空混成団司令、航空混成団司令部、直轄部隊］
航空支援集団［航空支援集団司令官、航空支援集団司令部、直轄部隊］
航空教育集団［航空教育集団司令官、航空教育集団司令部、直轄部隊］
航空団２［航空団司令、航空団司令部、直轄部隊］
〈第一、第四〉
航空開発実験集団［航空開発実験集団司令官、航空開発実験集団司令部、直轄部隊］
防衛大臣直轄部隊
学校
補給処
補給本部
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊
自衛隊情報保全隊
自衛隊指揮通信システム隊
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関
学校
病院
地方協力本部
情報本部
技術研究本部
装備施設本部
防衛監察本部
E 地方支分部局
地方防衛局８［地方防衛支局、地方防衛事務所、出張所］
〈北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄〉
防衛施設地方審議会８

注
1　本表は、内閣府設置法第２条に規定する内閣府、同法第48条に規定する宮内庁並びに同法第49条に規定する委員会及び庁、復興庁設置法第２条に規定する復興庁並びに国家行政組織法第３条第２項に規定する省、委員会及び庁について記載したものである。
2　本表に掲げるもののほか、次の組織が設置されているが、これらの組織については、原則として記載を省略している。
(1)　内閣府設置法第14条の２、復興庁設置法第10条の２及び国家行政組織法第17条の２の規定に基づき、内閣府、復興庁及び各省に置くことができるとされている大臣補佐官
(2)　国家行政組織法第19条第１項等の規定に基づき各省及び宮内庁に置かれている秘書官（なお、内閣総理大臣並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各国務大臣に附属する秘書官は、内閣官房に置かれている。）
(3)　国家行政組織法第21条第１項等の規定に基づき委員会の事務局並びに局、部、課及び室に置かれている事務局長並びに局長、部長、課長及び室長
(4)　法律等の規定に基づき個別に設置されている審議会等、施設等機関、特別の機関その他の機関の長
3　複数設置されている組織については、原則として名称の右に設置数を記載している。
4　官房、局等に置かれている組織（これらに相当する組織を含む。）については、原則として、官房、局等の右に［　］書きで組織の名称を記載している。
5　地方支分部局等のうち、おおむねブロックごとに置かれている組織等については、〈　〉書きで個別名称を記載している。また、各段階の組織に支所・出張所等が置かれている場合には、組織名の右に［　］書きで支所・出張所等の名称を記載している。

○内閣府経済産業省告示第六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十八の二第三項の規定による特定投資事業有限責任組合契約の指定に伴い、同条第六項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める特定投資事業有限責任組合契約を指定するための基準を定める件（平成二十五年内閣府経済産業省告示第二号）第１条第二項各号に掲げる事項を次のとおり告示する。

平成二十六年十二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　宮沢　洋一

一　組合の名称　せとみらい投資事業有限責任組合
組合の主たる事務所の所在場所　広島県広島市中区銀山町三番１号
無限責任組合員の氏名又は名称　せとみらいキャピタル株式会社

○財務省告示第三百六十五号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十六年十一月四日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年十二月五日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第四百九十回）
二　発行の根拠法律及びその条項
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第１項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第１項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第１項、第九十四条第１項、同条第四項、第九十五条第１項、第百三十六条第１項及び第百三十七条第１項
三　振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行
各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
特定投資事業有限責任組合契約の指定をした
日付　平成二十六年十二月四日
二　組合の名称　北海道オールスターワン投資事業有限責任組合
組合の主たる事務所の所在場所　北海道札幌市中央区大通西四丁目一番地
無限責任組合員の氏名又は名称　株式会社北洋キャピタル、ＲＥＶＩＣキャピタル株式会社
特定投資事業有限責任組合契約の指定をした
日付　平成二十六年十二月四日

○内閣府経済産業省告示第七号

とうきょう中小企業支援ファンド投資事業有限責任組合より租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める特定投資事業有限責任組合契約を指定するための基準を定める件（平成二十五年内閣府経済産業省告示第二号）第三条第一項の規定による届出（組合の主たる事務所の所在場所の変更）があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　宮沢　洋一

組合の主たる事務所の所在場所　東京都港区港南二丁目十五番三号